

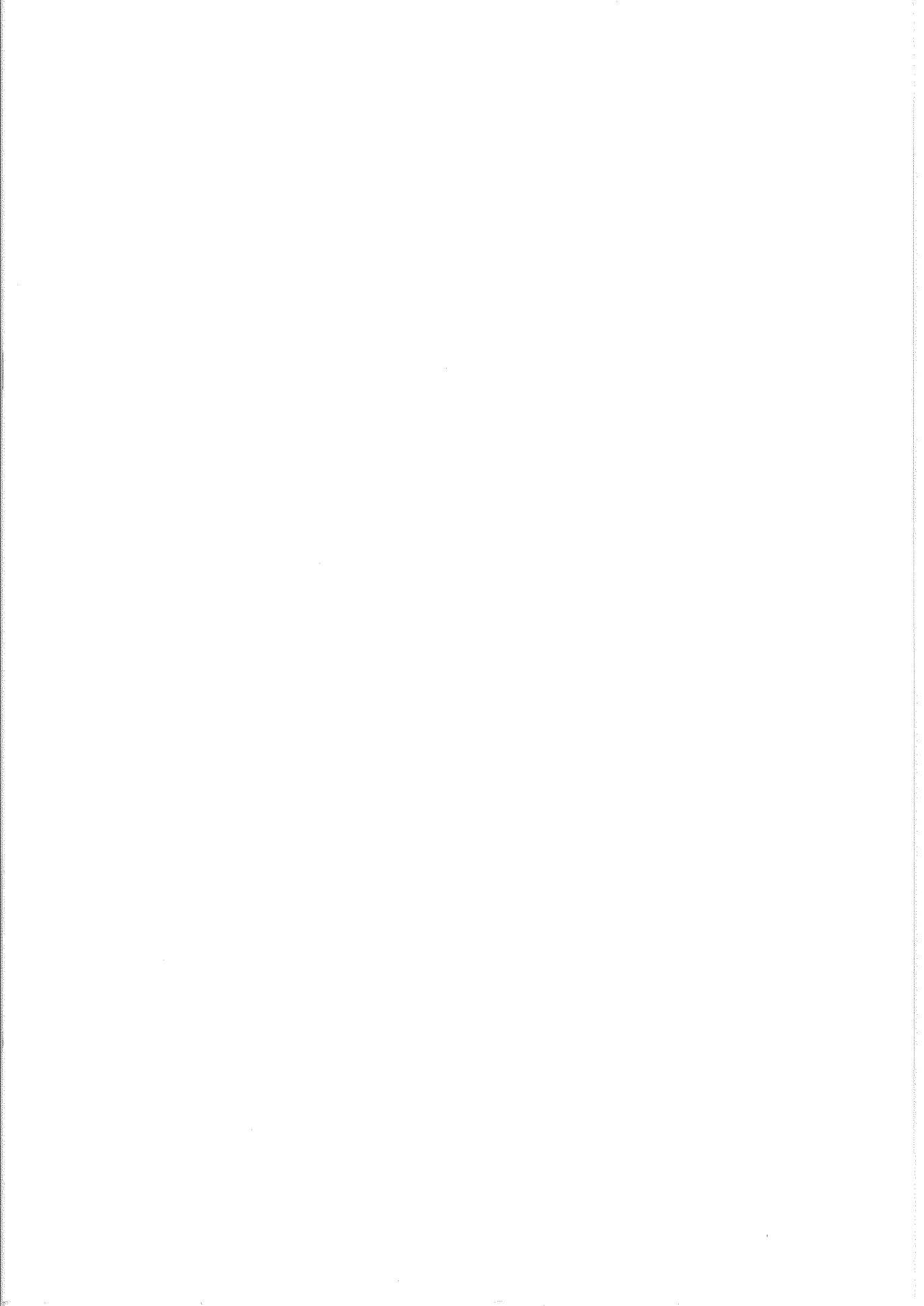
政策資料

No.298 《復刊193号》
1991年7月1日

卷頭言 松前 仰 1

〈資料〉

○「政治改革」に向けてのわが党の考え方 方（案）	2
○談話（党・政策改革プロジェクト）	13
○自民党の「政治改革法案」について	13
○消費税の「緊急是正」についての基本 的考え方	14
○消費税に関する緊急是正措置の概要	15
○消費税法の一部を改正する法律案 提案理由説明	16
○沖縄県の「米軍基地の早期返還・整理 縮小」についての緊急申し入れ	17
○コメの自由化発言に関する申し入れ	18
○森林・林業・国有林再建のための申し 入れ書	19
○朝鮮民主主義人民共和国の国連加盟決 定に当たって（談話）	20
○国際連合平和維持活動等に対する協力 に関する法律案（第一次案）	21





世界もわが国も

待つていいない

松前仰

政策担当中央執行委員

代に入った今日、古い議論になつた。地球観測衛星は先進国の資源浪費と環境破壊を警告するのに役立ち、世界がマクロによく見え始めた。そして世界の未来を希望につなげるための人道的な正しい選択を可能にしはじめている。

いまや、世界の先進国は地球規模の巨視的な政治を進めている。わが国も早く島国の思考を脱しなければならない。そして、わが国は、世界の格差の減少に汗を流し、莫大な人口増加と格差減少で予測される資源不足の世界の未来を、磨かれた技術力を駆使して救う準備を始めなければならない。そのため、政治の主導を早くとつて大人の国づくりをしなければならない。プラス、マイナス一〇%のなかでの安泰はもう不要、世論は燃えても結果は与党の多数という非民主的選挙制度の障害は早くとり除かなければならぬ。

この二年間、日本は新しい事態に直面した。経済大国となつた日本は日米貿易摩擦で四苦八苦してきた。国内は消費税廃止や政治の不倫理によって荒れ、民主主義の価値が高められ、市民からの意見も民主主義の徹底とともに多様化した。古い排除の論理は成り立たず、全てをリジッドに生かそうとすると思い切った政治は消える。そんなとき必要なのはファジー、曖昧さを大きな視野で判断する論理である。政治とは多様な民意を哲学のもとに巨視的に溶岩流のようにまとめる力であり、指導性である。

国内の民主的動きの間に、東欧は激しく変化した。ソ連のペレストロイカによって東西対立の緊張

い、そんな素直な気持ちを国際政治で実現したい、人々はそれを願つた。政治は憲法との関係の技術として、世界も日本も市民ももはや、イデオロギーで決着をつけなくなってしまった。そして極め付けは、わが国の経済成長を支えている中東の石油資源を抱える湾岸における戦争と、米国を中心とした多国籍軍の圧倒的勝利である。そして何もできない日本との非難が浴びせられた。経済至上主義で他国のこととも、アジアとの共生の努力も怠ってきたわが国が、はじめて経験した国際社会からの痛烈な一撃である。

人類は進歩し続ける。世代も変わり続ける。敗戦が実感にない多くの若者が世界と率直に友達になろうとしている。そして世界はボーラダレスに向かっている。国際通信衛星などの技術と民主化が喰合って、世界の隅々の人々の生きざまと歪みが鮮明に映し出され始めた。かつてチャンネルが少ないときの情報の権力支配による政治的偏りの問題は、多チャンネル時

い、そんな素直な気持ちを国際政治で実現したい、人々はそれを願つた。政治は憲法との関係の技術として、世界も日本も市民ももはや、イデオロギーで決着をつけなくなってしまった。そして極め付けは、わが国の経済成長を支えている中東の石油資源を抱える湾岸における戦争と、米国を中心とした多国籍軍の圧倒的勝利である。そして何もできない日本との非難が浴びせられた。経済至上主義で他国のこととも、アジアとの共生の努力も怠ってきたわが国が、はじめて経験した国際社会からの痛烈な一撃である。

バンガラティシュやクルド人を見て、海外の災害や飢餓をみんなで助けたい、世界と友人になりた

世界はわが国は待つていいない。世界はわが国は待つていいない。鉄は熱いうちに打て、といわれる。色あせぬうちに早く改革を断行しなければならない。

（衆議院議員・まつまえあおぐ）



一九九一、四、二四（公職選舉法改正調查特別委員會）

「政治改革」にむけての

わが党の考え方（案）

——「選挙制度改革等」を中心として——

一、政治改革の四つの視点

わが党は、国民の求める政治改革、すなわち、政治倫理を確立し、清潔な政治を実現して民主主義を前進させるために、各党と協力して全力をあげる決意である。そのために、取り組まなければならないテーマを、以下の四つの視点から考えている。

1. 政治倫理の確立、政治倫理法の制定

リクルート疑惑に対する国民の厳しい批判に端を発した今回の「政治改革」の最大の焦点は、金権腐敗の防止、政治の浄化にある。ところが自民党は、中選挙区制を小選挙区比例並立制とし、政党選挙になれば選挙に金がかからなくなるので全てが解決できるかのように主張し、緊急の議題である政治倫理確立の為の努力を放棄している。しかし小選挙区制であるイギリスでも「腐敗行為防止法」を設けてやつと政治腐敗が抑制できしたこと、比例選挙制度である参議院や実質的に小選挙区制である衆議院の奄美群島区や多数の地方選挙の一人区の経験

2. 国会改革、国会法改正

を考えあわせれば、自民党的構想が幻想であることは明らかである。金權腐敗の撲滅・政治倫理確立のための努力はまずはじめに実現をめざすべき最優先の重要な課題である。

を考えあわせれば、自民党的構想が幻想であることは明らかである。金權腐敗の撲滅、政治倫理確立のための努力はまずははじめに実現をめざすべき最優先の重要な課題である。

- 国会改革も「政治改革」の重要な一環である。国会が、國權の最高機関にふさわしい機能を確保することによって、前回参院選による与野党逆転後の国会審議のあり方について提起されている問題点も解決したい。わが党はすでに、議会制度協議会の場に議会制民主主義の充実・強化を目指し、また国民に開かれた国会にするなど総合的見地から以下の改革の要点を提案している。

(1) 立法府と行政府の対等、独立の関係を確立する。

- (2) 特殊法人の長の人事の国会承認。③省庁の部局統廃合の法律事項化。④決算の出納閉鎖後一年以内の国会承認等。)
行政優位の政治を改め、政党会派を基本とする国会運営に転換をはかる。

①政党会派による議案提出。②議員提出議案についての政府提



案と同等の審議慣行の確立。③議員固有の権利である国政調査權の完全保障、政党会派の調査權の保障とその強化のための必要な措置を講ずること等。)

(3) 国会の調査・立法の体制を強化する。

(委員会調査室、衆・参法制局、国会図書館調査立法考査局等諸機構のスタッフ、予算の充実、行政諸機関の保有するデータ・ベースの国会への開放等。)

(4) 国会審議の抜本的改革を図る。

(①政党間及び議員相互の論議を充実させるための委員会改革。②常任委員長を各会派議席比例配分することによる与野党的委員会運営責任体制。③円卓会議の採用。④「国会交流委員会」「高齢化社会委員会」等の増設等。)

(5) 国会の情報公開の徹底をはかる。

(①国会審議放送のテレビ機構創設。②国会資料・広報センター設立。③議員証言法の改正。④本会議議事録の国会発刊、委員会議録の国民頒布等。)

3. 政治資金の浄化、政治資金規正法改正

いま、国民が求めていた重要な「政治改革」の課題に、リクルート事件によってあらためてさけ出された政財・官の癒着の構造の切断があることを銘記すべきである。自民党政治改革基本要綱は、第八次選挙制度審議会答申と基調を同じく、選挙制度の改革と政治資金制度の改革及び腐敗行為の防止措置の強化をセットとして実現するものとしている。言葉を変えれば、政治資金の浄化策については、小選挙区比例並立制が採用されるまでは先送りにするというのである。小選挙区比例並立制イコール政治浄化というがごときは全くの空論であり、実効性ある政治資金の浄化策は選挙制度の如何にかかわらず実現されねばならない。前回衆院選の際の「三〇〇億円献金問題」、また自民党の今年度の財界に対する一六〇億円献金要請をあたりまえとする政

治感覚に猛省をうながしたい。これまでの選挙制度審議会の「企業献金禁止」の方針を一八〇度転換させ、より多額の「企業献金容認」が「政治改革」であるとする政治改革基本要綱は、国民の金権政治批判に全く応えていないものとして、きびしく批判したい。また、国政選挙については「政党中心の選挙制度」を実現し、公的補助を含む政治資金制度の改革を行うとしても、自治体選挙についてはどうするのかを問わねばならない。自治体選挙については、小選挙区・中選挙区・大選挙区と無原則のまま放置しておいても、国政選挙の制度さえ変われば、はたして政治全体についての政治資金の浄化が実現することになろうか。わが党はすでに「企業献金の禁止」「政治家の株取引の禁止」「政治家の資産と収入の公開」「政治献金の強化」等を内容とする政治資金規制法の改正を提案している。

さきに述べた1.政治倫理の確立とともに選挙制度の議論の進展度にかかるわらず、むしろこれらに先行して決着がつけられるべきである。

4. 選挙制度等の改革

(1) 選挙制度の改革

① 国政選挙

「選挙制度は」は、その国の政治のあり方、仕組みそのものを決定する。民主的な政治制度を理想として、「あるべき選挙制度」を検討するにあたり、その基本的視点として据えねばならないのは、有権者である国民の立場すなわち選ぶ側の論理である。政党の利害と都合を先行させ、選ばれる側の論理を優先させることは邪道である。

自民党の基本要綱は、「政治改革大綱（答申）（案）（一九八九・五・一九）（「有識者会議」「第八次選挙制度審議会答申」）、「政治改革基本要綱素案」（一九九〇・一一・一〇）、「政治改革基本要綱（案）」（一九九〇・一一・二九）の経過をもつものであると承知しているが、全体として自民党の構想

だけを基本として「政治改革」を議論してきたものといわざるをえない。しかも今回の「基本要綱」は、①現職の選挙区を確保するため総定数を減らしながら三〇〇小選挙区を維持したこと、②自民党に有利な農村部の議席を増やし不利な都市部をカットしたこと、③企業献金を認知しただけでなく、さらに例外とする政治家への企業献金の途をひらいたことを等々、選挙制度審議会の答申をさらに自民党的有利なようになじませたと評されている、これでは「自民党のための政治改革」といわれても仕方がない。自民党内の議論でも強く主張されていたと伝えられているとおり、国民の求めるあるべき政治改革について、原点に戻って与野党協議すべきではないか。

将来の理想的な選挙制度は、党利党略をはなれて広く全国民的な規模で論議すべきであつて、はじめから小選挙区比例並立制ありきでは、党利党略からの贊否の枠を越えての論議とはなりえないのでないか。国民に判り易く、民意を正しく反映でき、民主的で公平・公正な選挙制度のあり方について、広く国民的議論が積極的に進められねばならない。

② 自治体選挙

国政選挙について「政策で争う政策中心の選挙へ」と衆参とともに抜本的改正を行おうとするならば、自治体選挙については小選挙区、中選挙区、大選挙区と混乱している現状をそのままにしておいてよいのだろうか。もし基本要綱に基づいて衆議院議員選挙の区割りが行われるとすると、各地区において、自治体議員の選挙の選挙区の方が衆議院議員選挙の選挙区よりはるかに大きいという事例が多数生ずることになる。有権者は理解に苦しむこととなろう。また「政策中心の選挙」を標榜し、国政選挙に関して国庫補助を含む政治資金改革を行なならば、自治体選挙のあり方の検討抜きにその実現はおぼつかない。

(2)

① 政策選挙を保障する「個別訪問」等の解禁

過去にも選挙公営の強化をめぐって国政中心の改革が行われ、自治体レベルの選挙についてはほとんど配慮されなかつた。選挙公営の自治体への拡大、中央、地方の選挙制度の整合性についてその抜本的改革への論議が行わなければならない。

選挙方法（運動）の改革

② 十八歳選挙権の実現

選挙権は憲法も保障する国民の基本的な人権の一つである。ただし憲法は「成年者による普通選挙権」との表現で、この権利から未成年者を排除している。他方、民法は、二〇歳をもつて成人と規定し、公職選挙法もこの規定にしたがつて二〇歳以上の成人を有権者と定めている。しかし、今や世界の潮流は十八歳をもつて選挙権を保障することが普通であり、日本でも從前から「十八歳選挙権」を要求する声は少なくなつた。そこに昨年九月、「子供の権利条約」が発効し、世界の「成人規定」の標準が十八歳であることを宣言した。日本の教育のレベルの高さも考慮に入れるなら、「十八歳選挙権」は実現が急がるべき課題である。

二、「国会決議」履行の意義と緊急性

「一票の格差」をめぐる違憲訴訟が始まつて既に久しくなる。この間に、東京高裁の違憲判決、最高裁の「違憲判決」が出され、国会としても見過ごしにできない課題となつた。昨年末には新しい国勢調査結果も公表され、格差は再び三倍を大きく越えていることも判明した。この九〇年国勢調査に示された違憲状態は、司法の場とは異なる立場から憲法違反の事実をつけ立法院、国会の怠慢を告発したものとして、きびしく受け止めねばならない。こうした背景の下で、一九八六年の総選挙にあたり、「格差三倍」を越えたまま総選挙が行えない状態に追い込まれた国会は、「八増七減」の緊急是正を行つた。この際、議長裁定によつて小選挙区制はとらないこと、中選挙区制の原則に反した選挙区定数を是正し、一九八五年国勢調査に基づく格差二倍以内の抜本是正を早急に行つことが与野党で合意され、国会決議も行われた。しかしに今日に至つてもこの国会決議は実効されず、民主主義形骸化の典型となつており、国会の怠慢が指摘されている。

自民党の政治改革基本要綱は、「自民党のための政治改革」として「小選挙区制はとらない」との与野党の合意を一方的に破棄し、国会決議を棚上げにして「定数是正」問題を「選挙制度」問題にすりかえてしまつてゐるのである。国会の責任はまことに重大であり、この国会決議に基づく議員定数の抜本是正は、もはや待つたなしの状態にありいかなる弁解も許されない。

三、当面緊急に取り組むべき課題としての

「抜本的定数是正」

1.

自民党「基本要綱」による定数抜本是正論について

自民党は、定数是正は、選挙制度改革と同時になければできないとしている。しかし、

①それでなくとも難しい定数是正と同様に困難な（あるいはそれ以上に困難な）選挙制度改革と無理矢理にセットしようとするも

のであり、定数是正が緊急不可避の問題であることについての認識を欠いている。何はともあれ、まず定数是正を行ふ必要がある。
②自民党方式の定数配分（小選挙区定数三〇〇のうち各都道府県に一名を均等配分し、残り一五三名を各都道府県に人口に比例して配分する）による小選挙区区域の画定は、一九九〇（平一二）年国調では一層困難となつた。（都道府県格差東京対島根一・七二が東京対鳥取一・七五にさらに格差が拡大している）。
③また、この方式は、自民党に比較的有利な農村型選挙区を増員し、都市型選挙区を減員することとなり、党利党略であるとの批判を免れない。

④「基本要綱」による「各選挙区の格差は、一対二未満とする」とを基本原則とし、区割りする具体的基準は選挙制度審議会の答申に準拠する、なお、区割りの具体案は選挙制度審議会に委ねることとする」としているが、第八次選挙制度審議会の「市区町村（指定都市によつては行政区）の区域は、分割しないことを原則とする」ことによる区割りはきわめて困難である。

2. 具体的には正方式

（1）「人口比例配分方式」

わが党は、すでに、定数是正問題において「六一年国会決議」の趣旨をふまえた上で、「定数是正」の検討項目を吟味しながら「具体的な是正の方法」として次の四つ的方式を提示している。

①一九四七（昭二二）年に再配分したと同様な人口比例による再配分方式。

②一九八六（昭六一）年八増七減の定数是正を行つたときの増減同数方式。

③西ドイツ方式で採用されている全国平均値の三分の一未満の偏差を使う方式。

④全国都道府県に一名を配分し、残りの議席数を人口比例で配分

する方法。

以上の諸方式については、その是非についてさらに十分な議論がつくされるべきであると考えるが、さきの「原則」に照らして検討すると、①の「人口比例配分方式」がア・公平公正な制度として国民の理解と納得を得易い。イ・部分的手直しによって不利益を受ける議員の批判にこたえられる。ウ・一票の格差を解消するだけでなく、原則として逆転区をも解消するもの、として最も検討に値するものではなかろつか。

(2) 定数は正の基本方針

① 一九八六（昭六一）年五月二一日の国会決議を尊重する。

② 議員一人当たり人口格差を二倍未満とする。

③ 中選挙区制を堅持し、一選挙区の定数は三名ないし五名とする。

④ 総定数は、五一一名とする。

⑤ 各都道府県に対し、その人口に比例して総定数を配分する。

⑥ 都道府県内の現行選挙区に対し、その人口に比例して都道府県定数を配分する。

⑦ 上記配分の結果、その定数が六名以上となる選挙区はこれを分割し、また二名以下となる選挙区については、隣接する選挙区との間で境界の変更または合区を行いう。

⑧ 境界変更、合区等にあたっては、現状を変更される選挙区の数ができるだけ少なくなるように配慮する。

⑨ 選挙区区域の変更にあたっては、

ア・各選挙区の人口の均衡を図るものとする。

イ・行政区域を尊重し、市区町村（指定都市にあつては、行政区）の区域は、分割しないこととする。

ウ・郡の区域は、できるだけ分割しないものとする。

エ・選挙区は、できるだけ飛地にしないものとする。

オ・それぞれの区域の地勢、交通、産業、行政的沿革等諸般の

事情を考慮する。

カ・それぞれの選挙区が、いわゆる拠点を中心として地域的なまとまりを示すこととなる等、社会的・経済的観点からも地域的一体性を保持することとなるよう配慮する。

⑩ 人口は、一九九〇（平一）年国勢調査要計表人口を用いる。

(3) 「人口比例配分方式」による具体案
① この方式による(a)選挙区、(b)人口、(c)現行定数、(d)配分基数、(e)人口比例配分定数、(f)増減、(g)分区、合区の要否、については別添資料のとおりである。

② 変動規模の見積

現行一三〇選挙区中

定数変動のないもの三〇区……………うち

「現に一人区であるもの三区

その他二七区

「分区をするもの二六区

その他一〇区

「合区をするもの二八区

その他三六区

減員となるもの六四区……………うち

「合区しなければならない等の理由で境界が変わるもののが一四区程度生じるものと思われる。」

③ 以上のとおり、この方式による定数は正というとき、現行一三〇選挙区のうち一〇〇以上が影響を受ける。しかし、影響を受ける選挙区のうち四割あまりは、定数が変わるだけであり、選挙区の区域として見れば変動を生じるのは、現行一三〇区の

ほぼ半数である。またその半数の更に半数以上は、一人区となつたため合区されるもの及び二人区を合区するものである。これらの選挙区についても、いろいろの事情がないとは言わぬが、抜本的定数は正を行ふ、と決意する以上ほとんど選択の余地がないことである。

④憲法第四十七条规定は、選挙区制に関する事項は法律で定める原則をとっている。各党は、それぞれ是正の原案を作つて提案すべきであり、わが党としてもこの立場で、これまでの検討案のすべてについてさらに党内の論議をつくしたいと考えている。

四、国会決議の実現に引き続いて検討すべき抜本改革

あるべき選挙制度の検討に当たっては、選ばれる側の論理ではなく、選ぶ側の論理に立たねばならない。すなわち、検討の対象となる選挙制度は①「国民に判り易い制度であること」、②「国民の声が正しく議席に反映すること」、「できるだけ死票を出さないこと」、「投票権の平等が保障されること」（選挙権の平等—格差是正）、③「民主的な政治活動、選挙運動が保障されること」（公職選挙法の改正）、④「公平・公正のルールの下での選挙が行われること」（政治資金規正法、政治倫理法）が保障されるものでなければならない。この観点から、最も望ましい選挙制度は「比例代表制」である。

しかし、比例代表制にも様々な形態があり、どの案の立場に立つかが明らかにされねばならない。この際の検討の対象としては、「全国を一区とする比例代表制」、「ブロック単位の比例代表制」、「都道府県単位の比例代表制」、「西ドイツ方式の比例代表制（小選挙区比例代表併用方式）」である。

1. 全国を一区とする比例代表制

全国を一区とする比例代表制は、国民の投票権に格差を生まない、国民の選択が議席に忠実に反映するという意味では最も原則的な制

度である。しかし、少なくとも総定数の過半数（二六五以上）の序列をつけた名簿を作成することは困難で、また有権者にも候補者の顔が見えないとの不満を持たせる想定とされ、現実的な案とは言い難いであろう。

もし、この全国一区の比例代表制を拘束名簿式で行うとすれば、有権者に候補者選択の機会を保障するために予備選挙が不可欠となり、その際に民主的な手続きが守られることを保障するために政党等による規制も検討しなければならない。

なお、比例代表制には非拘束名簿方式もあり、有権者に候補選択を保障することも可能だが、全国を一区とする比例代表制にこの方式を導入することは、実質的に過去の「全国区」への回帰となり、先例から見ても取るべきものとは言えないであろう。

2. ブロック単位の比例代表制

比例代表制を現実的なものにするには、多少「一票の格差」や「民意の議席への反映」が犠牲になるが、選挙区を小さくすることで有権者に候補者の顔が見える選挙へ近づけることである。この点でブロック制の比例代表制は有力な制度であろう。

ブロック制の比例代表制を考える場合の問題点は、主として二点ある。第一はブロックの単位（区画）をどのように決めるかであり、第二は拘束名簿式とするか非拘束式とするかである。

ブロックの役割りについては、選挙制度審議会がすでに「十一ブロック案」を示しているが、この案は通常慣れ親しんだブロックと異なっていること、ブロックごとの人口差が大きいためにブロックごとの「死票率」に大きな差が出ることが問題である。地理的条件、文化的条件を勘案し、できるだけ国民に親しまれたブロックを基礎に、人口差の少ないブロックが策定されねばならない。ブロック定数は、ブロックの策定方法によつても異なるが、最大で五〇弱と想定される。従つて各政党は、その政党支持率から考えて二〇～三〇

の候補者名簿を作成することになるが、この程度の名簿なら作成が不可能というわけではない。

なお、非拘束の単記委譲式比例代表制とすれば、有権者にも候補者の投票を保障できるが、依然として「金のかかる選挙」の構造を残すことになり、制度改革本来の趣旨に反することになる。

3. 都道府県単位の比例代表制

選挙区を都道府県単位とすることも想定できる。この場合は、最小選挙区の定数は二となり、最大選挙区の定数は五〇前後となる。このため、選挙区人口の平等を求めれば、最大選挙区をいくつかに分割する必要があるであろう。

この方式では、選挙区が小さくなるだけ候補者の顔が見えやすくなり、政党選挙でありますから個人選挙的色彩も持ちうる点が優れた点と言えよう。反面、「死票の増加」により比例制の原則が歪むこと、小党が当選者を出しにくくなり一大政党化が促進されることが指摘できる。

なお、この方式では「死票」が多く出るので、その救済措置の検討も要する。ベルギーなどでは、「死票」を全国集計しているので、これが参考になるとと思われる。

4. 「西ドイツ方式」の比例代表制

「西ドイツ方式」の比例代表制は、選挙制度審議会が「小選挙区比例代表併用方式」と命名したため、本質が分かりにくくなってしまったが、これも比例代表制である。この制度の特徴は、議席数は得票数に応じた比例配分で決するが、誰を議席に充當させるかを第一議的に小選挙区方式で決めようとするものである。この方式は、比例代表制のバリエーションとしては候補者同士があい争う方式となり、候補者にとっては実質小選挙区制である。

問題は、第一に一五〇～三〇〇の選挙区区割りを行わねばならず、選挙制度審議会答申の「小選挙区比例代表制並立式」の小選挙区と

同様に、市区町村の組み合わせの際のゲリマンダーの心配、人口五〇万人・八〇万人規模の市・区の分割の困難さなど、現行中選挙区制の区割り作業以上の困難が伴うことになることである。従って、この区割りが現実にはどのようなものになるか試案を作つて検討すべきものと思われる。なお、小選挙区にこだわると市・区の区域の分割が困難になるので、このようなケースにおいては定数が二～三となる選挙区の存在も認めるべきである。この意味では、厳密な「西ドイツ方式」ではなく、「西ドイツ方式に準じた方式」と言うべきかも知れない。

問題の第二は、超過議席の問題である。小選挙区の当選者は比較第一位で当選できるので、状況によっては政党の得票率が低くても多数の当選者を生むことがある、政党に配分された議席数をオーバーしてしまった場合が生じることである。「西ドイツ」では、緑の党などの存在もあるが、基本的には一大政党制のため、この超過議席は少なくてすむ。しかし多党制の国にこの方式を持ち込むと極めて多くの超過議席を生むことになる。ちなみに、日本でこれを実施すれば、三〇～五〇の超過議席を生むと予測されている。これでは総定数が年中変動する不合理な選挙制度となると同時に、第一党に有利な制度となり、自民党のいう「小選挙区比例代表並立式」と大差のない結果となってしまうであろう。従つて、日本でこの方式を採用するには、小選挙区の数を減らして小選挙区で決定される議席数を総定数の三割にとどめる等、超過議席があまり出ないようにする必要がある。

以上

○衆議院議員選挙区別定数の人口比例配分

511人の人口比例配分の場合

全国配当基數=241,901人

(平成2年国調要計表)

選挙区	人口	現行定数	配分基數	人口比例配分定数	増減	
北海道	1区	2,311,652	6	9,421	9	3 要分区
	2区	730,636	4	2,978	3	-1
	3区	545,547	3	2,223	2	-1 要合区(他区からの編入を要する)
	4区	958,641	5	3,907	4	-1
	5区	1,097,239	5	4,472	5	0
計		5,643,715	23	23.331	23	0
青森県	1区	962,877	4	3,896	4	0
	2区	520,058	3	2,104	2	-1 1区から編入を要する
計		1,482,935	7	6,130	6	-1
岩手県	1区	833,486	4	3,529	4	0
	2区	583,474	4	2,471	2	-2 1区から編入を要する
計		1,416,960	8	5,858	6	-2
宮城県	1区	1,684,932	5	6,744	7	2
	2区	563,589	4	2,256	2	-2 1区から編入を要する
計		2,248,521	9	9,295	9	0
秋田県	1区	731,369	4	2,979	3	-1 全県区となる
	2区	496,122	3	2,021	2	-1 要合区
計		1,227,491	7	5,074	5	-2
山形県	1区	719,287	4	2,858	3	-1 全県区となる
	2区	539,117	3	2,142	2	-1 要合区
計		1,258,404	7	5,202	5	-2
福島県	1区	788,467	4	3,373	3	-1
	2区	749,041	5	3,204	3	-2
	3区	566,611	3	2,424	3	0
計		2,104,119	12	8,698	9	-3
茨城県	1区	1,171,850	4	4,942	5	1
	2区	658,061	3	2,775	3	0
	3区	1,015,500	5	4,283	4	-1
計		2,845,411	12	11,763	12	0
栃木県	1区	1,080,762	5	4,468	4	-1
	2区	854,424	5	3,532	4	-1
計		1,935,186	10	8,000	8	-2
群馬県	1区	679,586	3	2,765	3	0
	2区	548,913	3	2,233	2	-1 要合区
	3区	737,788	4	3,002	3	-1
計		1,966,287	10	8,128	8	-2
埼玉県	1区	1,280,724	3	5,399	5	2
	2区	1,688,866	4	7,119	7	3 要分区
	3区	626,176	3	2,639	3	0
	4区	1,509,414	4	6,363	6	2 要分区
	5区	1,300,139	3	5,480	6	3 要分区
計		6,405,319	17	26,479	27	10

選挙区		人口	現行定数	配分基數	人口比例配分定数	増減	
千葉県	1区	1,894,694	5	7.844	8	3	要分区
	2区	893,342	4	3.698	4	0	
	3区	910,999	5	3.772	4	-1	
	4区	1,856,432	4	7.686	7	3	要分区
計		5,555,467	18	22.966	23	5	
東京都	1区	494,729	3	2.045	2	-1	要合区
	2区	1,024,879	5	4.236	4	-1	
	3区	1,040,115	4	4.299	4	0	
	4区	1,054,739	5	4.360	4	-1	
	5区	880,518	3	3.639	4	1	
	6区	792,824	4	3.277	3	-1	
	7区	1,625,823	4	6.720	7	3	要分区
	8区	412,251	3	1.704	2	-1	要合区
	9区	873,539	3	3.611	4	1	
	10区	1,621,833	5	6.703	7	2	要分区
	11区	2,033,737	5	8.406	8	3	要分区
計		11,854,987	44	49.008	49	5	
神奈川県	1区	1,381,707	4	5.714	6	2	要分区
	2区	1,919,950	5	7.939	8	3	要分区
	3区	1,689,706	4	6.987	7	3	要分区
	4区	1,838,643	4	7.603	7	3	要分区
	5区	1,150,415	3	4.757	5	2	
計		7,980,421	20	32.990	33	13	
新潟県	1区	751,022	3	3.035	3	0	
	2区	560,074	3	2.263	2	-1	要合区
	3区	769,490	5	3.110	3	-2	
	4区	394,016	2	1.592	2	0	要合区
計		2,474,602	13	10.230	10	-3	
富山県	1区	632,619	3	2.824	3	0	全県区となる
	2区	487,563	3	2.176	2	-1	要合区
計		1,120,182	6	4.631	5	-1	
石川県	1区	812,415	3	3.488	3	0	全県区となる
	2区	352,212	2	1.512	2	0	要合区
計		1,164,627	5	4.814	5	0	
福井県全区		823,595	4	3.405	3	-1	
山梨県全区		852,980	5	3.526	4	-1	
長野県	1区	591,405	3	2.468	3	0	
	2区	481,645	3	2.010	2	-1	要合区
	3区	573,123	4	2.392	2	-2	要合区
	4区	510,483	3	2.130	2	-1	要合区
計		2,156,656	13	8.915	9	-4	
岐阜県	1区	1,285,757	5	5.599	6	1	要分区
	2区	780,822	4	3.400	3	-1	
計		2,066,579	9	8.543	9	0	

選挙区		人口	現行定数	配分基數	人口比例配分定数	増減	
静岡県	1区	1,397,735	5	5.711	6	1	要分区
	2区	1,214,442	5	4.962	5	0	
	3区	1,058,714	4	4.326	4	0	
計		3,670,891	14	15.175	15	1	
愛知県	1区	1,049,006	4	4.390	4	0	
	2区	1,454,003	4	6.085	6	2	要分区
	3区	1,033,353	3	4.325	4	1	
	4区	1,318,269	4	5.517	6	2	要分区
	5区	730,151	3	3.056	3	0	
	6区	1,105,658	4	4.627	5	1	
計		6,690,440	22	27.658	28	6	
三重県	1区	1,228,307	5	4.797	5	0	
	2区	564,235	4	2.203	2	-2	1区から編入を要する
計		1,792,542	9	7.410	7	-2	
滋賀全県区		1,222,401	5	5.053	5	0	
京都府	1区	842,868	5	3.563	4	-1	
	2区	1,759,652	5	7.437	7	2	要分区
計		2,602,520	10	10.759	11	1	
大阪府	1区	723,688	3	2.983	3	0	
	2区	1,208,429	5	4.981	5	0	
	3区	1,747,286	5	7.201	7	2	要分区
	4区	1,533,354	4	6.320	6	2	要分区
	5区	1,641,428	4	6.765	7	3	要分区
	6区	691,714	3	2.851	3	0	
	7区	1,188,771	3	4.900	5	2	
計		8,734,670	27	36.108	36	9	
兵庫県	1区	1,477,423	5	6.013	6	1	要分区
	2区	1,795,029	5	7.306	7	2	要分区
	3区	957,699	3	3.898	4	1	
	4区	851,226	4	3.465	4	0	
	5区	323,713	2	1.318	1	-1	要合区
計		5,405,090	19	22.344	22	3	
奈良全県区		1,375,478	5	5.686	6	1	要分区
和歌山県	1区	641,727	3	2.389	2	-1	要合区 全県区となる
	2区	432,594	3	1.611	2	-1	要合区
計		1,074,321	6	4.441	4	-2	
鳥取全県区		615,741	4	2.545	3	-1	
島根全県区		781,005	5	3.229	3	-2	
岡山県	1区	951,928	5	3.954	4	-1	
	2区	973,985	5	4.046	4	-1	
計		1,925,913	10	7.962	8	-2	
広島県	1区	1,250,578	3	5.266	5	2	
	2区	703,256	4	2.961	3	-1	
	3区	895,988	5	3.773	4	-1	
計		2,849,822	12	11.781	12	0	

選挙区		人口	現行定数	配分基數	人口比例配分定数	増減	
山口県	1区	733,246	4	3.264	3	-1	
	2区	839,399	5	3.736	4	-1	
計		1,572,645	9	6.501	7	-2	
徳島全県区		831,582	5	3.438	3	-2	
	1区	559,297	3	2.186	2	-1	要合区 <input type="checkbox"/> 全県区となる
香川県	2区	464,137	3	1.814	2	-1	要合区 <input type="checkbox"/>
	計	1,023,434	6	4.231	4	-2	
愛媛県	1区	530,415	3	2.101	2	-1	要合区 <input type="checkbox"/>
	2区	543,885	3	2.154	2	-1	要合区 <input type="checkbox"/> 全県を2区とする
	3区	440,727	3	1.745	2	-1	要合区 <input type="checkbox"/>
計		1,515,027	9	6.263	6	-3	
高知全県区		825,063	5	3.411	3	-2	
福岡県	1区	2,080,196	5	8.647	9	4	要分区
	2区	977,342	5	4.063	4	-1	
	3区	876,094	5	3.642	3	-2	
	4区	877,547	4	3.648	4	0	
計		4,811,179	19	19.889	20	1	
佐賀全県区		877,865	5	3.629	4	-1	
長崎県	1区	950,660	5	3.649	4	-1	
	2区	612,355	4	2.351	2	-2	1区から編入を要する
計		1,563,015	9	6.461	6	-3	
熊本県	1区	1,122,633	5	4.880	5	0	
	2区	717,750	5	3.120	3	-2	
計		1,840,383	10	7.608	8	-2	
大分県	1区	813,420	4	3.288	3	-1	<input type="checkbox"/> 全県区となる
	2区	423,504	3	1.712	2	-1	要合区 <input type="checkbox"/>
計		1,236,924	7	5.113	5	-2	
宮崎県	1区	746,575	3	3.193	3	0	<input type="checkbox"/> 全県区となる
	2区	422,347	3	1.807	2	-1	要合区 <input type="checkbox"/>
計		1,168,922	6	4.832	5	-1	
鹿児島県	1区	849,647	4	3.308	3	-1	
	2区	470,155	3	1.831	2	-1	要合区
	3区	335,125	2	1.305	1	-1	要合区
	奄美	142,839	1	0.556	1	0	要合区
計		1,797,766	10	7.432	7	-3	
沖縄全県区		1,222,458	5	5.054	5	0	
全國		123,611,541	512		511	-1	

全国人口を511で除し、その商（配当基數。241,901）で各都道府県人口を除して都道府県定数を定め、次に各都道府県人口を都道府県定数で除して都道府県の配当基數を定め（この数は表には記していない）。この基數で都道府県内の各選挙区の人口を割って選挙区の定数を定めた。（表中各選挙区について記してある配分基數はこの数値である。都道府県の計欄の配分基數とは除数が異なるので、選挙区の配分基數を加算しても計欄の数字にはならない。）なお、ともに最大剩余法によった。

右欄の要分区は25区、要合区は編入等となるものを含めて31区、編入等となるものは愛媛県を含めて7件9区である。
以上にともなって新たに全県区8を生じる。

談話

日本社会党政治改革プロジェクト

事務局長 山 花 貞 夫

一九九一・五・三〇

自民党の「政治改革法案」について

日本社会党政治改革推進プロジェクト

事務局長 山 花 貞 夫

各党に呼びかける。

- 一 本日、大阪高裁は、昨年の総選挙における定数格差三・一八倍を憲法違反とする判決を下した。大阪高裁は、一九八七年にも当時の定数格差二・九九倍を「違憲状態」と判決したが、この際は一九八六年の定数是正から間もない時期であつたことが考慮された。その点で、今回の違憲判決は、違憲状態が四年も続いていたにもかかわらず是正を怠ってきた国会の怠慢を強く指摘したものである。
- 二 すでに国会は、一九八六年の定数是正に伴う国会決議において、現行中選挙区制で「速やかに抜本改正を行う」ことを決めている。にもかかわらず、今日まで是正が行われていないのは、小選挙区制にこだわりづけ課題を先送りしてきた自民党的責任である。
- 三 自民党では、近々「政治改革」のための臨時国会を召集し、小選挙区比例代表並立制の選挙制度改革を提案したいとの動きが活発化している。しかし、この小選挙区比例代表並立制をめぐっては、比例代表制を主張する野党と意見が鋭く対立しており、容易に実現するとは想定できない。
- 自民党が国会決議を無視し、抜本的制度改革のみを主張することは、国民が切望する「定数是正」を再び先送りすることになると危惧せざるをえない。
- 四 社会党は、本日の判決を重く受け止め、一九八六年の国会決議に もどづく「格差二倍以内の定数是正」を早急に実現するよう改めて

- 二、自民党は、総定数を審議会答申の五〇一から四七一とした。比例区定数が二〇〇から一七一へと二九減じ、答申における少數意見に対する配慮との均衡の原則を廃し、また四七都道府県に、議席を配分したことにより、自民党に比較的有利な農村型選挙区を増員し、その分都市型選挙区の定数を減じた。これらに対する納得ある説明はなされていない。
- 三、小選挙区の一票の価値の最大格差を二倍未満としたことは評価する。しかし、小選挙区の策定にあたって、各県に一配分の後残余定数を人口比例配分するとする考え方は、格差是正を求める声に逆行

するものである。

一九九一・五・七

四、戸別訪問を一定の要件の下で原則自由化するとしたことは、言論で戦われる選挙の基本を認めたものであって評価する。しかし、なお不十分であって改善が必要である。

五、依然として政党に企業・団体献金を認めている点で遺憾である。また政治資金パーティーの収入については、社会党が主張してきたように「寄附」として扱うべきである。この点で一千円以上の政治資金パーティー、六〇万円以上のパーティー券購入者という公開基準も不十分であり、遺憾である。

六、国民一人当て二五〇円を議席数、得票数に応じて政党へ補助することにしている。社会党も、金額や補助の方式は別として公的補助は検討すべきと考える。ただし、政治活動に公的補助を行う以上、国民的に批判の強い企業献金は廃止すべきである。

七、リクルート事件による深刻な政治不信に端を発し、ひきつづく定数違憲判決の下で取り組まれる国民の求める「政治改革」のテーマは、政治の浄化、政治倫理の確立と一票の格差の緊急是正である。わが党は、これらの国民の要求に沿った政治改革の実現が急務であると考えている。昨年来共同の努力をつくしてきた他の野党との協議を踏まえ、この期待に応える決意である。

消費税の「緊急是正」

についての基本的考え方

日本社会党

一、昨年末の税制問題両院合同協議会の各党会派共通の最低限の合意に沿って緊急是正法案を今国会中に成立させる。これは、国民の要請に応え、消費税の平成三年度中において緊急是正を実現するための政治判断である。

二、わが党は、消費税のは是正課題として引き続き飲食料品等の非課税化を目指す。飲食料品等の問題については、野党全会派が飲食料品等の非課税を要求しつづけており、一方、政府・自民党は、昨年の平成二年度において飲食料品等の流通段階一・五%、小売段階非課税を提案している。また、政府・自民党提案の交際費に係わる仕入税額控除の不算入、乗用自動車の購入費等の仕入税額控除の特例等の問題も残されている。

三、したがって、飲食料品等の問題については、税制問題両院合同協議会で平成四年度税制改正に間にあうよう、税制問題両院合同協議会において合意した本年（平成三年）十月までの期間内に結論を出すことを追求する。



(3) 第三種事業 —— 七十%

消費税に関する 緊急是正措置の概要

一、中間申告・納付制度の見直し

直前の課税期間（一年分）の確定税額が五百万円を超える事業者については、中間申告・納付回数を年三回（現行一回）に改め、原則として当該確定税額の各四分の一ずつを申告・納付することとする。

（注）前記の改正は、平成三年一〇月一日以後に開始する課税期間について適用する。

二、中小事業者向け諸措置の見直し

1 簡易課税制度の見直し

- (1) 適用限度額を四億円（現行五億円）に引き下げる。
- (2) みなし仕入率を政令事項とし、次の事業の種類の区分に応じ、それぞれ次に掲げるみなし仕入率を適用することとする。

① 第一種事業——九十%

第一種事業とは、卸売業（他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業）をいう。

② 第二種事業——八十%

第二種事業とは、小売業（他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの）をいう。

第三種事業とは、農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業又は第二種事業に該当するもの及び加工販その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業を除く。

④ 第四種事業——六十%

第四種事業とは、第一種事業、第二種事業及び第三種事業以外の事業をいい、具体的には、運輸・通信業、飲食店、不動産業、サービス業等が該当する。

なお、①～④に掲げる事業のうち二以上の事業を営む事業者で、一事業に係わる売上高の総売上高に占める割合が七十五%以上である事業者については、該当一事業に係わるみなし仕入率を当該一事業以外の事業に対しても適用することができることとする等の特例措置を講ずる。

（注）前記の改正は、平成三年一〇月一日以後に開始する課税期間について適用する。

2 限界控除制度の見直し

限界控除制度の適用限度額を五千円（現行六千円）に引き下げる。

（注）前記の改正は、平成三年一〇月一日以後に開始する課税期間について適用する。

三、非課税範囲の見直し

(1) 住宅の貸付け（一時的に使用させる場合等を除く。）を非課税とする。

(2) 学校教育法第一条に規定する学校その他一定の教育施設における教育に係る入学金、施設設備費等を対価とする役務の提供を行課税とする。

(3) 学校教育に規定する一定の教科用図書の譲渡を非課税とする。
 医師、助産婦その他医療に関する施設の開業者による助産に係る資産の譲渡等を非課税とする。

- (4) (3) 墓地、埋葬等に関する法律第一条に規定する埋葬及び火葬に係る埋葬料及び火葬料を対価とする役務の提供を非課税とする。
- (5) 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け等を非課税とする。
- (6) 社会福祉事業法に規定する第二種社会福祉事業として行われる一定の資産の譲渡等を非課税とする等の措置を講ずる。

(注) 前記の改正は、平成三年一〇月一日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。

四、その他所要の規定の整備を行う。

五、経過措置

平成三年一〇月一日以後に開始する課税期間に係る基準期間における課税売上高の計算についての特例措置その他所要の経過措置を設ける。

消費税改正に伴う税収の増減

平成度	二四〇〇億円增收	初年度	一〇〇〇億円增收
一六〇〇億円減収		六〇〇億円減収	

飲食料品の取扱について

飲食料品の取扱については、全段階非課税とすべきであるという意見と、それは極めて問題が多く採用し得ないとする意見があり、各党会派の意見の一一致は見ていない。この問題については、本年（平成三年）十月を日程に（税制問題等に関する両院合同協議会で）協議を続けるものとする。

消費税法の一部を改正する 法律案 提案理由説明

ただいま議題となりました消費税法の一部を改正する法律案は、消費税の問題について協議を行つてまいりました「税制問題等に関する両院合同協議会」の構成メンバー及び衆議院大蔵委員会の委員長、理事等のうち日本共産党を除く各党会派所属の衆議院議員、具体的に申し上げれば、日本社会党・護憲共同の山口鶴男君、大出俊君、伊藤茂君、中村正男君、早川勝君、公明党・国民會議の市川雄一君、神崎武法君、二見伸明君、宮地正介君、日笠勝之君、民社党的米沢隆君、神田厚君、中野寛成君、中井治君、進歩民主連合の阿部昭吾君、菅直人君、並びに自由民主党の小渕恵三君、梶山静六君、中島源太郎君、野田毅君、平沼赳夫君、尾身幸次君、大石正光君、田中秀征君、村井仁君、村上誠一郎君及び加藤六月の二十七名によって発議し、発議者の属する各党会派所属の全衆議院議員の賛同のもとに衆議院に提出されたものであります。

私は、この法律案につきまして、提案者を代表して、提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

消費税の問題につきましては、昨年六月に設置されました「税制問題等に関する両院合同協議会」において、各党会派の衆・参両院にわたる代表者各位によつて、精力的に協議が重ねられてまいりましたが、去る四月二十五日に開催された同協議会において、日本共産党を除く各党会派の間で、消費税に関する緊急措置についての合

意が得られ、その内容に沿って、直ちに議員立法の手続をとり、法案の今国会中の成立を図る旨合意したところであります。

また、この協議の結果につきましては 同日、協議会会長から衆参両院の議長への報告が行われましたことを申し添えます。

以上のように、この法律案は、参議院議員である斎藤十朗君、久保亘君、中村銳一君、井上吉夫君、安恒良一君、峯山昭範君、古川太三郎君、勝木健司君の各位をも含めた、衆・参両院にわたる日本共産党を除く各党会派の代表者各位の合意に基づいて提案されるものであります。手続上、先程申し上げたように、衆議院所属の議員による法律案提出という形となりました事情につきまして、御理解を賜りたいと考えます。

以下、この法律案の概要について簡潔に御説明申し上げます。

第一に、老人福祉センター経営事業やホームヘルパーなどの在宅サービスをはじめとする第二種社会福祉事業、助産費用、火葬、埋葬料、一定の身体障害者用物品のほか、学校教育に係わる入学金、施設設備費等及び教科書並びに住宅家賃を非課税とすることとしております。

第二に、簡易課税制度について、この制度の適用を受けることができる限度額を五億円から四億円に引き下げるとともに、みなし仕入率については、政令事項とすることとしております。

第三に、限界控除制度について、この制度の適用を受けることができる限度額を現行の六千万円から五千万円に引き下げるごとにとおりです。

第四に、申告・納付回数について、年税額が五百万円を超える場合には、確定申告と中間申告とを合わせて年四回に増加する措置を講ずることとしております。

最後に、この法律は、平成三年十月一日から施行することとし、簡易課税制度、限界控除制度及び中間申告・納付制度の見直しにつ

いては、同日以後に開始する課税期間から適用することとしております。

以上が、消費税法の一部を改正する法律案の概要であります。なにとぞ、すみやかに御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

一九九一・五・一七

沖縄県の「米軍基地の早期返還・整理縮小」についての緊急申し入れ

沖縄県は来年五月十五日をもって復帰二十年を迎える。この間、広範かつ大規模に所在する米軍基地によって、沖縄の振興開発は阻害され、絶え間のない実弾射撃演習等によって、県民の生命・財産は危険にさらされてきた。

復帰時より現在までの十九年間に、米軍基地の返還進捗率はわずか十三%程度にすぎず、全国の米軍専用施設・区域の実に七五%が、依然として沖縄県に集中して存在している。この実態は沖縄復帰の時に政府が約束した「本土並みに、沖縄の米軍基地の整理・縮小を促進していく」とのことだが、反古にされ実行されていないことを意味する。沖縄県民は、政府のこの約束違反に強い不満と不信を抱いている。

さらに、指摘しておかねばならないことは、米軍基地の「整理・縮小」の遅れとともに、返還がコマ切れ返還であったり、返還後の跡地利用が有効になされないまま長期間放置され、社会的経済的に

大きな損失を被つていいことである。

一九九一年五月一七日

かかる事態を開けるため、今般、大田沖縄県知事は、軍用地転用促進特別措置法（仮称）を制定し、県民多年の強い願望である「米軍基地の整理縮小」と基地問題の抜本的解決、促進を図るため、政府に緊急の提案をされたと承知している。

わが党も、先国会に他の党の協力を得て、いわゆる「軍転特措法案」を国会に提出した経緯もあり、大田沖縄県知事の提案を全面的に支持し、その早期実現を政府に強く求めるものである。

政府は国策遂行上から、沖縄の米軍基地の使用権原を強制的に取得しようとする重きを置くのでなしに、戦後この間、沖縄が背負い続けてきた最重要課題である「基地問題」の解決促進策について、県民が納得できる誠意ある明確な回答を示すことを最優先すべきである。

わが党は、このような見地に立って、特別立法措置を含め次の事項の実現方を強く申し入れる。

記

一、日米安保協第十四、十五、十六回、及び、昨年六月十九日に日米両国政府間で合意をみた返還対象区域（基地）、並びに関係市町村等から返還を希望のある施設区域の早期実現を図ること。

一、米軍基地の返還に当たって、返還実施計画を定めるなど、計画的な返還方法等について、適切な措置を講ずること。

一、返還跡地が有効に利用できるための財政上の特別措置を講ずること。

一、返還の過程における地主への適切な補償措置を講ずること。

一、返還跡地の公共事業等の実施に伴う国有地の無償譲渡等の措置を講ずること。

内閣官房長官
坂本三十次様

日本社会党沖縄総合対策委員会

委員長 山口鶴男
専務局長 上原康助

コメの自由化発言に関する

申し入れ

一、最近、六月に開かれる予定のロンドンサミットをはじめ、ガットウルグアイラウンドをめぐって自民党有力者をはじめ、新行革審等から「ウルグアイラウンドの成功のためにコメの自由化」発言が相次いでいる。これは、三たびにわたる「コメの完全自給堅持」の国會決議を無視するものであり、海部総理もかねてから「コメは完全自給」するという国民党への公約違反である。ここに厳重に抗議するとともに、かかる発言が自民党内有力者から出されないよう十分に配慮すべきである。

一、もともとわが国のコメをはじめ農業保護削減問題が、ウルグアイラウンドの象徴のようになつかわれている背景にはアメリカ、ECなど先進国を中心とする農産物の構造的過剰や補助金付き輸出の増

加などによる世界農産物貿易の混乱がもたらしたものであることを見逃してはならない。とくにアメリカは自国の過剰農産物の補助金付き輸出を棚に上げ、ECの補助金付き輸出を攻撃し、共通農業政策を変更させようとしている。そのためには、まず日本のコメ市場開放を実現させ、「日本の固いガードを崩した」としてECに政策変更を迫ろうというのがアメリカのねらいといえよう。そのアメリカに迎合するような「コメの自由化発言」はわが国の農業の崩壊をもたらすばかりではなく、食糧の安全保障に重大な危機をもたらすものである。

一、したがって、先進工業国の中でも食糧輸入が世界第一位であり、穀物で三〇%、カロリーで四九%という極端に低い食糧自給率となっているわが国が「食糧の安全保障と基礎的食糧の自給のため必要な国境措置をとる」のは当然といわなければならない。政府は、「かっての牛肉・オレンジの自由化で生産者を裏切ったことを思いおこし、わが国の農業の根幹であり、国民の基礎的食糧であるコメの市場開放をあくまでも阻止すべきである。

右、申し入れる

一九九一年五月一〇日

日本社会党中央執行委員長
土井たか子
日本社会党農林水産局長
竹内猛
日本社会党農林水産部会長
村沢牧

一九九一・五・一三

森林・林業・国有林再建 のための申し入れ書

地球規模で森林の多様な機能が見直され、その充実が国際政治の課題となつてゐるとき、我が国においては過般の国会で、いわゆる林野二法が成立し、「新しい林政の展開」を迎えるに至つた。いわば平成四年度は、森林・林業・国有林野事業再建元年ともいえる年である。我が党は、そうした重要な年の概算要求に対し左記の通り要求するので、この要求にそつて真剣な協議ができるよう強く要請する。

一、一般林政対策

1. 森林整備五ヵ年計画の投資の実質伸び率を五ヵ年で一・八倍とすること。

2. 緊急な課題として林業労働力対策を林政審議会の答申の方向で実行できるよう早急に対策を講じること。

3. 森林・林業・国有林野事業の活性化、山村の振興のためにも、外材対策・流通対策・需要対策など構造的問題の解決策を具体化すること。

二、国有林野事業対策

1. 経常事業への一般会計繰り入れ民有林並にすること。
2. 債務処理に対し、経理区分の明確化と一般会計からの繰り入れの拡大を図ること。

内閣総理大臣
海部俊樹 殿

① 借り換え限度額満額の借り換えと、その限度一杯の一般会計から繰り入れをすること。

② 累積債務対策のため、一般会計からの繰り入れを図ること（新規退職手当借り入れの利子補給を除く）

3. 年齢構成が不均衡な局署の職員構成の改善、平成五年度水準の要員となった局の緊急対策をとること。

三、その他諸計画策定のための協議

1. 改善計画策定・実施のために協議すること。
2. 経営規程改正のための協議をすること。
3. 国有林の機能分類のための協議をすること。

右申し入れる。

一九九一年五月二三日

日本社会党中央執行委員長

土井たか子

竹内猛

日本社会党農林水産部会長

村沢牧

日本社会党農林水産局長

川俣健一郎

一九九一・五・二十八

朝鮮民主主義人民共和国の

国連加盟決定に当たつて（談話）

日本社会党朝鮮問題対策委員長

久保亘

巨

一、朝鮮民主主義人民共和国政府は二十七日、韓国が「国連単独加盟」を主張している下で、「一時的な難局を開ける措置として現段階で国連に加盟する道を選ばざるを得なくなった」と述べ、共和国として国連に加盟する意向であることを発表した。わが党は、この共和国政府の決定を歓迎するとともに、南北両政府が今後、国連加盟を通じて建設的対話を進め、平和統一を実現することを期待する。

二、わが党は、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の国連加盟問題について、これまで一方の当事者が国連加盟に反対しているかぎり、単独加盟であれ同時加盟であれ双方の合意に基づかない行為は朝鮮半島の緊張をあおり、平和的な南北統一を損なうとの立場を堅持してきた。この立場から、わが党は加盟問題で双方の見解が接近しつあることを積極的に評価する。

三、今回の決定に当たって、共和国政府は「北と南が一つの国号で、一つの議席を占めることになるよう期待している」との立場を表明している。わが党は、国際社会がこの共和国の立場に配慮し、今後国連において南北の平和統一のために努力を重ねるよう強く要望する。

農林水産大臣 近藤元次 殿
林野庁長官 小沢普照 殿

共同宣言」に基づき朝鮮半島の緊張緩和と平和統一をめざす政策を推進するよう求める。

第一章 総則 (目的)

国際連合平和維持活動等 に対する協力に関する 法律案（第一次案）

目次

- 第一条 総則（第一条～第三条）
- 第二章 平和協力活動及び物資協力

 - 第一節 平和協力活動（第四条～第十条）
 - 第二節 物資協力（第十一条）
 - 第三節 雜則（第十二条・第十三条）

- 第三章 国際連合平和協力機構

 - 第一節 総則（第十四条～第二十条）
 - 第二節 役員及び職員（第二十一条～第三十一条）
 - 第三節 運営審議会（第三十二条～第三十三条）
 - 第四節 業務（第三十四条～第三十五条）
 - 第五節 財務及び会計（第三十六条～第四十七条）
 - 第六節 監督（第四十八条～第四十九条）
 - 第七節 雜則（第五十条・第五十一条）

- 第四章 罰則（第五十二条～第五十四条）
- 附則

第一条 この法律は、日本国憲法の平和主義及び国際協調主義の理念にのっとり、国際の平和及び安全の維持のために国際連合が行う決議を受けて行われる国際連合平和維持活動その他の活動（武力により威嚇する活動及び武力の行使を伴う活動を除く。）及び紛争により被害を受けた住民等に対する人道的な立場から行う救援のための活動に対し国際連合等の要請を受けて適切かつ迅速に協力をを行うため、国際平和協力の原則、国際平和協力隊の設置、国際連合平和協力機構の設置等について定めることにより、国際平和協力隊の海外派遣の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力及び紛争により被害を受けた住民等の救援に積極的に寄与することを目的とする。

（国際平和協力の原則）

第二条 国際の平和及び安全の維持のための活動等に対し我が国が行う協力は、次に掲げる原則に従うものとする。

- 一 関係国が我が国の協力を受け入れること。
- 二 関係国の内政に干渉しないこと。
- 三 紛争に対し中立的な立場を維持すること。

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 國際の平和及び安全の維持のための活動等 国際の平和及び安全の維持のために国際連合が行う決議（以下「国連決議」という。）に基づき、若しくは国連決議の実効性を確保するため、国際連合その他の国際機関若しくは国際連合加盟国その他の国が行う活動（武力により威嚇する活動及び武力の行使を伴う活動を除く。）

又は紛争により被害を受けた住民等に対する人道的な立場から行う救援のため国際機関又は各国が行う活動をいう。

二 海外派遣 国際平和協力隊を外国において次条に規定する平和協力活動に従事させること（我が国と外国との間の輸送の活動に従事することを含む。）をいう。

三 物資協力 國際の平和及び安全の維持のための活動等を行つている国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（以下「国際連合等」という。）に対し、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。

四 外國 我が国外の領域（公海を含む。）をいう。

五 関係行政機関 別表に掲げる行政機関をいう。

第二章 平和協力活動及び物資協力

第一節 平和協力活動

（平和協力活動）

第四条 国は、国際の平和及び安全の維持のための活動等に係る次に掲げる活動（以下「平和協力活動」という。）を行う。

一 紛争終了後の暫定政府等の行政事務に関する助言又は指導

二 紛争終了後の議会の選挙、住民投票等の監視又は管理

三 医療活動（防疫活動を含む。）

四 紛争によって被害を受けた住民等の救援のための活動

五 紛争によって生じた被害の復旧のための活動

六 物資協力に係る物品の輸送その他の輸送、通信又は機械器具（物資協力に係る物品を含む。）の据付け、検査若しくは修理

七 前各号に掲げる活動に類するものとして政令で定めるもの（国際平和協力隊の任務）

第五条 国際平和協力隊は、平和協力活動を行うことを任務とする。（国際平和協力隊の構成）

第六条 国際平和協力隊は、次に掲げる者（自衛官及び予備自衛官である者を除く。）をもって構成する。

一 國際連合平和協力機構（以下「機構」という。）の職員

二 関係行政機関の職員

三 地方公共団体の職員（次号に掲げる職員を除く。）

四 都道府県警察の職員

五 前各号に掲げる者のほか、機構に対して国際平和協力隊への参加を申し出ている者（以下「国際平和協力隊参加申出者」という。）

（実施計画）

第七条 外務大臣は、国際連合等から平和協力活動の実施の要請があった場合において、第一条の目的を達成するため海外派遣その他の平和協力活動の実施が適当であると認めるときは、当該要請の内容を勘案して、平和協力活動実施計画（以下「実施計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該平和協力活動の実施に関する基本方針
- 二 國際平和協力隊の設置その他海外派遣に関する次に掲げる事項
 - イ 海外派遣に係る平和協力活動の内容
 - ロ 海外派遣が行われる外国
 - ハ 海外派遣の期間
- 三 国際平和協力隊の規模及び構成
- 四 その他海外派遣に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、当該平和協力活動の実施に関する重要事項

3 外務大臣は、実施計画の案を作成する場合には、関係行政機関の長及び国家公安委員会と協議しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、実施計画の変更について準用する。

（国際平和協力隊の海外派遣）

第八条 外務大臣は、機構に対し、実施計画に従って国際平和協力隊の海外派遣を行うよう命ずることができる。

- 2 海外派遣に係る国際平和協力隊は、外務大臣の指定する在外交館と連絡を保ちつつ平和協力活動を行うものとする。

(機構、関係行政機関等の措置)

第九条 外務大臣は、機構に対し、実施計画に従って平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員に平和協力活動を行わせるよう指示することができる。

- 2 機構は、前項の規定による指示があつたときは、同項の技術、能力等を有する職員に期間を定めて平和協力活動を行わせるものとする。

3 外務大臣は、機構に対し、実施計画に従って国際平和協力隊参加申出者のうちから必要な技術、能力等を有する者を国際平和協力隊へ参加させるよう指示することができる。

4 機構は、前項の規定による指示があつたときは、同項の技術、能力等を有する者に対し、国際平和協力隊へ参加することを委嘱する。

5 外務大臣は、関係行政期間の長に対し、実施計画に従って平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員に平和協力活動を行わせるよう要請することができる。

6 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の技術、能力等を有する職員に期間を定めて平和協力活動を行わせることができる。

7 外務大臣は、地方公共団体に対し、実施計画に従って平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員（都道府県警察の職員を除く。）に平和協力活動を行わせるよう要請することができること。

8 地方公共団体は、前項の規定による要請があつたときは、その事務に支障を生じない限度において、同項の技術、能力等を有する職

員に期間を定めて平和協力活動を行わせることができる。

- 9 外務大臣は、国家公安委員会に対し、実施計画に従って平和協力活動を実施するため都道府県警察の職員に平和協力活動を行わせるよう要請することができる。

10 国家公安委員会は、前項の規定による要請があつたときは、都道府県警察に対し、その職員に平和協力活動を行わせるよう指示することができる。

- 11 都道府県警察は、前項の規定による指示があつたときは、その職員に平和協力活動を行わせることができる。

(平和協力手当)

第十一条 国際平和協力隊に参加する国家公務員には、国際平和協力隊の海外派遣に係る外国の勤務環境及び平和協力活動の特殊性にかんがみ、平和協力手当を支給することができる。

2 前項の平和協力手当に關し必要な事項は、政令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聽かなければならぬ。

4 地方公共団体は、条例で、国際平和協力隊に参加する職員に対し、第一項の平和協力手当に相当する手当を支給することができる。

第二節 物資協力

第十二条 政府は、国際の平和及び安全の維持のための活動等に協力するため適當と認めるときは、物資協力をを行うことができる。

2 内閣総理大臣は、物資協力の実施につき閣議の決定を求めなければならない。

3 外務大臣は、国際の平和及び安全の維持のための活動等に協力するため適當と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力を行うよう要請することができる。

4 内閣総理大臣は、物資協力を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換え

を要請することができる。

5 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する物品の管理換えを行つものとする。

第三節 雜則

(国会への報告)

第十二条 政府は、平和協力活動又は物資協力を行つたときは、その内容を国会に報告しなければならない。

(政令への委任)

第十三条 この法律に規定するもののほか、平和協力活動及び物資協力に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 國際連合平和協力機構

第一節 総則

(目的)

第十四条 機構は、國際の平和及び安全の維持のための國際情勢に関する情報の収集、分析及び調査研究、國際平和協力隊の海外派遣、平和協力活動のための訓練、國際平和協力隊へ参加する者の確保、平和協力活動のための機材その他の物資の備蓄等を行い、もって國際の平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(法人格)

第十五条 機構は、法人とする。

(事務所)

第十六条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

2 機構は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第十七条 機構の資本金は、億円とし、政府がその金額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登記)

第十八条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十九条 機構でない者は、國際連合平和協力機構という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第二十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第二十一条 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事人以内及び監事一人以内を置く。

2 機構に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事一人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第二十二条 理事長は、機構を代表し、その業務を總理する。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるとき

はその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、機構の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は外務大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）
第二十三条 理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が外務大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）
第二十四条 役員の任期は、年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）
第二十五条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）
第二十六条 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

1 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
2 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第二十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代理権の制限）

第二十八条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代理権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

（代理人の選任）
第二十九条 理事長は、機構の理事又は職員のうちから、機構の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）
第三十条 機構の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）
第三十一条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

第三節 運営審議会

（運営審議会）

第三十二条 機構に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、機構の業務の運営に關する重要事項を審議する。

3 運営審議会は、機構の業務の運営につき、理事長に対しても意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員一人以内で組織する。

（委員）
第三十三条 委員は、機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 委員の任期は、年とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第二十六条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

第四節 業務

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第十四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 國際の平和及び安全の維持のための國際情勢に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うこと。

二 國際平和協力隊の海外派遣を行うこと。

三 平和協力活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。

四 平和協力活動のため必要な訓練を行い、並びにその訓練のための施設の設置及び運営を行うこと。

五 國際平和協力隊へ参加する者の募集を行うこと。

六 平和協力活動のための機材その他の物資の備蓄又は供与をし、並びにその備蓄のための施設の設置及び運営を行うこと。

七 紛争によって生じた被害を受けた住民等の救援のための活動、紛争によつて生じた被害の復旧のための活動等を行う団体への援助を行うこと。

八 機構の職員に國際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく國際緊急援助活動を行わせること。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第三十五条 機構は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(事業計画等の認可)

第三十七条 機構は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十八条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十九条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をつめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(債務方法券)

第四十条 機構は、外務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は国際連合平和協力機構債券（以下「債券」といふ。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないとときは、その償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債券の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 機構は、外務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の前部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるものほか、債券に関する必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第四十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保證することができる。

（償還計画）

第四十二条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、外務大臣の認可を受けなければならない。

（交付金）

第四十三条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その事務に要する費用に相当する金額を交付することができる。

（余裕金の運用）

第四十四条 機構は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 資金運用部への預託
- 三 銀行その他外務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- 四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第四十五条 機構は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第四十六条 機構は、その役員及び職員に対する給与（第十条第一項の平和協力手当に相当する手当を含む。）及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認をうけなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（外務省令への委任）

第四十七条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第六節 監督

（監督）

第四十八条 機構は、外務大臣が監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十九条 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、機構に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができること。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものとして解してはならない。

第七節 雜則

第五十条 機構の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第五十一条 外務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第三十五条第一項、第三十七条、第四十条第一項、第二項ただしへ書若しくは第六項、第四十二条又は第四十五条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第三十八条第一項又は第四十六条の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第四十四条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。
- 四 第三十五条第二項、第四十五条又は第四十七条の規定により外務省令を定めようとするとき。

第四章 罰則

第五十二条 第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚

偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、

万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第十八条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。
- 三 第三十四条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第四十四条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第五十四条 第十九条の規定に違反した者は、万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(機構の設立)

第二条 外務大臣は、機構の理事長又は監事となるべき者を指名する。前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、機構の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 外務大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

- 2 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。
- 3 設立委員は、出資金の払込みがあった日において、その事務を前

条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

い。

第五条 機構は、設立の登記をすることによって成立する。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に国際連合平和協力機構という名称を使用している者については、第十九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 機構の最初の事業年度は、第三十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成四年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 機構の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部改正)

第九条 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

6 外務大臣は、前条の協議に基づき、国際連合平和協力機構に対し、その職員に国際緊急援助活動を行わせるよう指示することができる。

7 国際連合平和協力機構は、前項の指示を受けた場合には、その職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。
(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「若しくは新幹線鉄道保有機構」を「新幹線鉄道保有機構若しくは国際連合平和協力機構」に改める。
(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表国際交流基金の項の次に次のように加える。

国際連合平和協力機構	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成三年法律第号)
------------	-----------------------------------

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表国際協力事業団の項の次に次のように加える。

国際連合平和協力機構	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成三年法律第号)
------------	-----------------------------------

(印紙税法の一部改正)

第十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二国際協力事業団の項の次に次のように加える。

国際連合平和協力機構	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成三年法律第号)
------------	-----------------------------------

第十四条 登録免許法の一部改正

第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次

のよう改定する。

別表第二「国際観光振興会の項の次に次のように加える。」

国際連合平和協力機構	国際連合平和維持活動等に対する協力 に関する法律（平成三年法律第一号）
------------	--

（消費税法の一部改正）

第十五条 消費税法（昭和六十三年法律第一百八号）の一部を次のように改定する。

別表第三第一号の表国際交流基金の項の次に次のように加える。

国際連合平和協力機構	国際連合平和維持活動等に対する協力 に関する法律（平成三年法律第一号）
------------	--

（地方税法の一部改正）

第十六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改定する。

第七十二条の四第一項第三号中「及び平和祈念事業特別基金」を「、平和祈念事業特別基金及び国際連合平和協力機構」に改める。

第七十三条の四第一項第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 国際連合平和協力機構が国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成三年法律第一号）第三十四条

第四号又は第六号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 国際連合平和協力機構が国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三十四条第四号又は第六号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

（外務省設置法の一部改正）

第十七条 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改定する。

第四条第十七号中「及び国際交流基金」を「、国際交流基金及び国際連合平和協力機構」に改める。

別表（第三条関係）

警察庁

科学技術庁

環境庁

国土庁

外務省

大蔵省

文部省

厚生省

農林水産省

通商産業省

資源エネルギー庁

運輸省

海上保安庁

気象庁

郵政省

労働省

建設省

自治省

消防庁

編集後記

◆環境政策を担当すると、憂鬱になることが多い。やれ酸性雨だ、やれ地球温暖化だ、オゾン層の破壊だとか、われわれの住んでいる小さな惑星が確実に壊れていっている有り様の情報が、他の人よりも多く入るからだ。そうした嫌な情報の一つに、オゾン層の破壊が海洋の生物資源の生態系を狂わせ、海の表面を回遊するイワシやサバなどを絶滅させつづあるということがある。そう言えばイワシはともかく、昨年あたりからサバは大不漁で、倒産する巻き網業者が続出していいようだ。

◆何故そうなるのか、フロンガスによるオゾン層の急速な破壊は、生物にとって有害な紫外線照射量を増大させる事態を伴い、皮膚ガンなど人間の健康を侵害するが、被害は人間ばかりでなく、海洋生物資源までも危機に陥れているというのだ。その仕組みはこうだ。増大した紫外線が大量に海に降り注ぐと、海面近くに浮遊している紫外線に敏感な植物プランクトンと稚魚を殺し、このため海洋における食物連鎖が損なわれ、ひいては、この惑星の維持システムが狂うようになる。こう主張する学者が多いという。

◆かつて「沈黙の春」という衝撃的な著作によって化学薬品万能の国アメリカにおける農

薬使用の危険性を告発した海洋学者レイチャル・カーリン女史は、別の著書のなかで海洋の神秘的で微妙な連関についてこう書いている。「かかる表面の海水と、海のすべての部分に棲む生物とは微妙に調整のとれた、且つ互いに切っても切れない関係で結びついている。日光に恵まれた海の上層に棲む珪藻に起こったことは、数百尋の深海にある岩の多い瀬戸谷の岩角に臥っている鱈や、また浅い海底にある柔らかい沈殿物の上を這い歩くクルマエビ等の社会に影響することもある。」

◆生物にとって有害な紫外線の増大は、植物性プランクトンや稚魚を殺すばかりでなく、海洋全体の生態系を破壊してしまうことになるのだ。しかも紫外線によって殺されてしまうであろう珪藻など植物性プランクトンは、空中から炭酸ガスを吸収し、海から水を得てこれらの物質から日光の力を借りて地球上に酸素を放出する貴重な役割を担っている。

◆そうした小さな存在で大きな役割を果たす植物性プランクトンが死滅し、地球上の空気又は希薄になる世界を想像することは、地獄絵を観るように恐ろしいが、地球規模での環境破壊を防止するためには、われわれの足もとからの小さな行動が要求されているようだ。

六月は環境月間である。

(話)

政策資料編集委員会

委員長	伊藤茂
編集委員	松前仰
	佐藤敬治
	水田稔
	佐藤三吾
	矢田部理
	石田武
	川那辺博
	山本正和
	佐間田勝美
	石田好数

兼事務局長	早川幸彦
会計監査	渡辺博
	佐藤敬治
	浜谷惇
	川那辺博
	山本正和
	佐間田勝美
	石田好数

「政策資料」購読料のお知らせ

定価	一部	三〇〇円
送料	一部	五一円
年間購読料	四二〇〇円(前納)	
ご送金は左記へお願いいたします。		
郵便振替	東京8-80821	
又は		
大和銀行 衆議院支店		
普通 203888		
日本社会党政策審議会		

日本社会党政策審議会編

日本社会党政策資料集成

発刊にあたつて

このたび発刊されました「日本社会党政策資料集成」は、貴重な参考資料になるものと確信いたしております。本書は結党以来の主要な政策を網羅しており、この一冊でわが国の戦後政治史のポイントが分るだけでなく、連合政権を展望する21世紀への問題提起ともなっております。

本書が広く各界の皆さんに読まれ、資料として、また、座右の書として活用されるように心からお願ひいたします。

日本社会党中央執行委員長 土井たか子

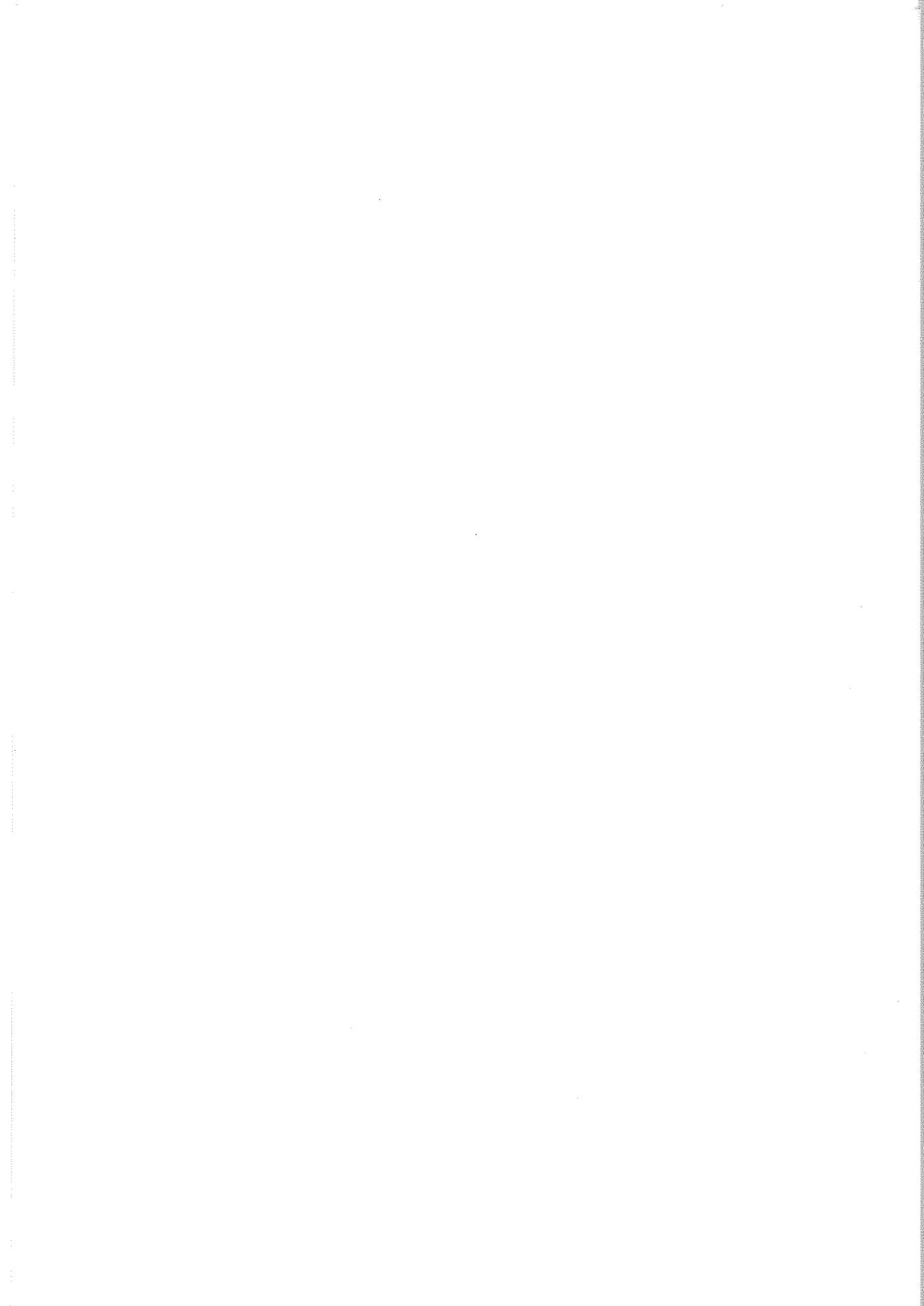
特色

- 社会党の主要政策を網羅した政策資料集成
- 日本の戦後政治史への貴重な資料集
- 政策形成の実績からみた日本社会党史
- 連合政権を展望する21世紀への問題提起

申し込み方法

日本社会党中央本部機関紙局
B5判上製本化粧函入二部
二八,000円（内税）送料六〇円

電話かハガキで左記へ
〒100 東京都千代田区永田町一-一八-一
「社会新報」営業管理部資料集成係
電話〇三一三五九二一七五一五



POLICY AND LEGISLATION
SEISAKU SIRYŌ

July 1991

No. 298

Foreword ; Aogu Matsumae, Executive Member Responsible for Policy

Documents ;

SDPJ's Opinion concerning the Political Reform

Basic Views concerning the "Urgent Revision" of the Consumption Tax
System

Presentation to the Government on the Early Return, Liquidation
and Reduction of the US Military Bases in Okinawa

Comment on DPRK's Announcement to Enter UN

UN PKO Cooperation Bill Proposed by SDPJ(First Draft)

Others

PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome. Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857

政策資料 7月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤 茂

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町 2-2-1
衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3886~7
FAX 03(3502) 5857

定価300円 (送料51円)